

審第5571号-1
答申第379号
令和8年2月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年8月9日付け審第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第347号

令和6年7月4日付けで審査請求人から提起された、令和6年6月13日付け審第〇〇号で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年6月13日付け審第〇〇号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年5月14日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「非公開のものから探してください。地方自治体が公権力の行使つまり一方的に企画して、それをお金（自分たちの給与の一部）にして、企らんだ県政又はプロジェクト。（〇〇の病気と個人情報を守るためにつくられたもの。）今も、公務員の給与の一部となっている。内容（〇〇に対して、暴言や、威圧的な態度をとって挑発し文句を言わせて、シカトするという事。おまわりさんにこの件を言っても警察ざたにならないという事。）人を殺さないこの案件は直らないとするされている。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求内容に係る保有個人情報を取得又は作成しておらず、保有していないため。（知事部局の全ての課に照会をしたが、貴殿が言う『地方自治体が公権力の行使つまり一方的に企画して、それをお金にして企んだ県政又はプロジェクト』を作成等していることが確認できなかったため、『総合窓口』である審査情報課より決定通知書を発出する。）」との理由により、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6年7月4日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年8月9日付け審第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

「千葉県知事が審査請求人に対して行い、令和6年6月13日付け審第〇〇号により通知した不開示決定処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

この行政文書の不開決定通知書は、県庁の隠蔽であると思うため。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 対象文書の特定及び内容について

本件開示請求の記載内容から担当課を特定する必要があつたが、記載内容から担当課を特定することができなかつたため、審査請求人に確認したところ、担当課の具体は示されなかつた。

そこで、知事部局の本庁各課に対し、総合窓口である総務部審査情報課（以下「審査情報課」という。）から照会を実施したところ、本件開示請求に係る行政文書を保有している課はないことが判明した。

ウ 本件決定について

前記イを受け、本件開示請求に係る行政文書は保有していないとして、法第82条第2項により、総合窓口である審査情報課より本件決定を行った。

(3) 弁明の内容

審査請求人は、本件決定は、県庁の隠蔽であると主張している。

しかしながら、本件決定は、知事部局の本庁各課に照会した結果、該当文書を保有していないことが判明したことを受けて行ったものであり、また、そもそも千葉県は公費を投じて、ある個人の氏名を特定して排除するような施策を企画し、通知を発出するようなことは行っておらず、何ら隠蔽は行っていない。このことから審査請求人の県庁の隠蔽である旨の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定の取消しを求めてお

り、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関によると、本件開示請求を受け、前記4(2)イのとおり照会を実施したが、本件開示請求に係る行政文書を保有しておらず、また、千葉県は公費を投じて、ある個人の氏名を特定した施策を企画し、通知を发出するようなことは行っていないとのことである。

イ 審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を保有していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月 9日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和8年 1月30日	審議（令和7年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会